木更津市　特定福祉用具同一品目購入時　フローチャート

過去に今回購入する商品と同一品目を購入したことがある。
（例：以前シャワーチェアを購入し、今回シャワーチェアを購入予定。）

NO

同一種目だが、機能や使用目的が異なる場合は通常の申請。
（例：以前シャワーチェアを購入し、今回浴槽台購入予定）

Y
E
S

以下のいずれかに当てはまる。
①通常の方法で使用し、経年劣化で破損した。
②対象者の介護の必要性が著しく高くなった。
③その他特別な事情

NO

同一品目の再購入として認められないので、給付対象外となります。

Y
E
S

①~③のどの場合においても、事前に特定福祉用具同一品目購入理由書を提出してください。
①の場合は破損個所の写真を添付してください。
②、③については購入理由を記載する欄に詳細をお書きください。また場合によっては別途資料の提出を追加で求めることがあります。
理由書を提出し許可を得たら、通常と同じ方法で申請してください。